

Ⅱ 乳児家庭全戸訪問事業の実施状況について

【別添2】

1. 実施の有無（平成25年4月1日現在）

乳児家庭全戸訪問事業を実施している市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、全国1,742市町村のうち、1,660か所（95.3%）であった。

表Ⅱ-1 都道府県ごとの乳児家庭全戸訪問事業の実施状況

	市町村数	乳児家庭全戸訪問事業	
		実施市町村数	実施率
北海道	179	165	92.2%
青森県	40	33	82.5%
岩手県	33	33	100.0%
宮城県	35	35	100.0%
秋田県	25	22	88.0%
山形県	35	35	100.0%
福島県	59	55	93.2%
茨城県	44	44	100.0%
栃木県	26	26	100.0%
群馬県	35	34	97.1%
埼玉県	63	63	100.0%
千葉県	54	48	88.9%
東京都	62	55	88.7%
神奈川県	33	33	100.0%
新潟県	30	30	100.0%
富山県	15	15	100.0%
石川県	19	19	100.0%
福井県	17	17	100.0%
山梨県	27	27	100.0%
長野県	77	65	84.4%
岐阜県	42	42	100.0%
静岡県	35	35	100.0%
愛知県	54	54	100.0%
三重県	29	29	100.0%

（平成25年4月1日現在）

	市町村数	乳児家庭全戸訪問事業	
		実施市町村数	実施率
滋賀県	19	19	100.0%
京都府	26	24	92.3%
大阪府	43	43	100.0%
兵庫県	41	41	100.0%
奈良県	39	38	97.4%
和歌山県	30	30	100.0%
鳥取県	19	19	100.0%
島根県	19	19	100.0%
岡山県	27	27	100.0%
広島県	23	23	100.0%
山口県	19	19	100.0%
徳島県	24	24	100.0%
香川県	17	17	100.0%
愛媛県	20	19	95.0%
高知県	34	24	70.6%
福岡県	60	60	100.0%
佐賀県	20	20	100.0%
長崎県	21	21	100.0%
熊本県	45	44	97.8%
大分県	18	17	94.4%
宮崎県	26	20	76.9%
鹿児島県	43	37	86.0%
沖縄県	41	41	100.0%
全国計	1,742	1,660	95.3%

参考（平成24年7月1日）	1,742	1,639	94.1%
---------------	-------	-------	-------

※各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

2. 未実施の状況（平成25年4月1日現在）

(1) 実施していない理由

乳児家庭全戸訪問事業を実施していない82か所の市町村について、実施していない理由（複数回答）としては、「母子保健法に基づく事業で対応可能である」が65か所（79.3%）と最も多く、次いで「乳児家庭全戸訪問事業以外の同様の事業を既に実施している」が18か所（22.0%）、「訪問できる人材がない」及び「対象者（家庭）が少ない」が8か所（9.8%）であった。

表Ⅱ-2 乳児家庭全戸訪問事業を実施していない理由（平成25年4月1日現在）

区分	市町村数	比率
該当市町村数	82	100.0%
母子保健法に基づく事業で対応可能である	65	79.3%
乳児家庭全戸訪問事業以外の同様の事業を既に実施している	18	22.0%
訪問できる人材がない	8	9.8%
対象者（家庭）が少ない	8	9.8%
事業を実施する予算がない	6	7.3%
対象者（家庭）がない	1	1.2%
その他	10	12.2%

(2) 今後の実施予定

乳児家庭全戸訪問事業を実施していない市町村については、71か所（86.6%）で今後も実施する予定がなく、残りの11か所（13.4%）は「平成25年4月2日以降に実施」あるいは「平成26年度から実施予定」であった。

表Ⅱ-3 乳児家庭全戸訪問事業の今後の予定（平成25年4月1日現在）

区分	市町村数	比率
該当市町村数	82	100.0%
平成25年4月2日以降に実施	2	2.4%
平成26年度から実施予定	9	11.0%
実施する予定はない	71	86.6%

3. 所管している部署の状況（平成25年4月1日現在）

乳児家庭全戸訪問事業を所管している部署は、「母子保健主管課」が1,090か所（65.7%）と最も多かった。

表Ⅱ-4 所管している部署の状況（平成25年4月1日現在）

区分	市町村数	比率
実施市町村数	1,660	100.0%
児童福祉主管課	156	9.4%
母子保健主管課	1,090	65.7%
児童福祉・母子保健統合主管課	376	22.7%
その他	38	2.3%

4. 平成24年度の実施状況

(1) 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象としているかどうか

平成24年度に実施した1,645か所の市町村のうち、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象としている市町村は、1,627か所(98.9%)であった。

また、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象としていない市町村における訪問の対象範囲(複数回答)としては、「生後4ヶ月までの乳児がいる家庭のうち訪問を希望する家庭」が11か所(61.1%)と最も多かった。

表Ⅱ-5 対象を生後4か月までの乳児のいるすべての家庭としているか (平成24年度実績)

区分		市町村数	比率
実施市町村数		1,645	100.0%
対象としている市町村数		1,627	98.9%
対象としていない市町村数		18	1.1%
回 (答 複 数)	生後4ヶ月までの乳児が第1子である家庭	6	33.3%
	生後4ヶ月までの乳児がいる家庭のうち訪問を希望する家庭	11	61.1%
	その他	10	55.6%

(2) すべての家庭を訪問対象としていない理由

すべての家庭を訪問対象としていない18か所の市町村のうち、訪問対象としていない理由(複数回答)としては、「母子保健法の事業でカバーできている」が10か所(55.6%)と最も多かった。

表Ⅱ-6 すべての家庭を訪問対象としていない理由 (平成24年度実績)

区分	市町村数	比率
該当市町村数	18	100.0%
母子保健法の事業でカバーできている	10	55.6%
訪問できる人材が少ない	7	38.9%
予防接種等の他の手段で生後4ヶ月までに確認できている	7	38.9%
予算が足りない	4	22.2%
その他	12	66.7%

(3) 訪問実績

① 訪問した対象者(家庭)

ア) 訪問率

対象者(家庭)に対する訪問率は、全国平均で90.6%であり、都道府県別でみると、最も高い都道府県は98.8%、最も低い都道府県は81.3%であった。

表Ⅱ-7 訪問率 (平成24年度実績)

区分	比率
全国平均	90.6%
最大	98.8%
最小	81.3%

イ) 標準的な訪問時期

標準的な訪問時期は、「生後1ヶ月過ぎ～生後2ヶ月まで」が780か所(47.4%)と最も多く、次いで「生後2ヶ月過ぎ～生後3ヶ月まで」が467か所(28.4%)であった。

表Ⅱ-8 標準的な訪問時期 (平成24年度実績)

区分	市町村数	比率
実施市町村数	1,645	100.0%
生後1ヶ月まで	277	16.8%
生後1ヶ月過ぎ～生後2ヶ月まで	780	47.4%
生後2ヶ月過ぎ～生後3ヶ月まで	467	28.4%
生後3ヶ月過ぎ～生後4ヶ月まで	121	7.4%

ウ) 新生児訪問と併せて実施^{*}した市町村

乳児家庭全戸訪問事業を新生児訪問と併せて実施した市町村は、1,324か所(80.5%)であった。

表Ⅱ-9 乳児家庭全戸訪問事業と新生児訪問を併せて実施した数^{*} (平成24年度実績)

区分	市町村数	比率
実施市町村数	1,645	100.0%
新生児訪問と併せて実施した	1,324	80.5%
新生児訪問と併せて実施していない	321	19.5%

② 訪問できなかった家庭

ア) 訪問できなかった理由

乳児家庭全戸訪問事業の対象であったにもかかわらず全ての対象者(家庭)を訪問できなかった1,219か所の市町村について、訪問できなかった理由(複数回答)としては、「里帰り等で生後4か月を迎えるまでに当該市町村の住居に乳児がいなかった」が936か所(76.8%)で最も多く、次いで「訪問の同意が得られなかった」が750か所(61.5%)であった。

表Ⅱ-10 対象者(家庭)であったが訪問できなかった理由 (平成24年度実績)

区分	市町村数	比率
全ての対象者(家庭)を訪問できなかった市町村数	1,219	100.0%
里帰り等で生後4ヶ月を迎えるまで当該市町村の住居に乳児がいなかった	936	76.8%
訪問の同意が得られなかった	750	61.5%
転居していた	642	52.7%
訪問したが不在だった	508	41.7%
既に対象者(家庭)状況の把握ができていた	338	27.7%
その他	419	34.4%

^{*}母子保健法第11条に基づく訪問と併せて、乳児家庭全戸訪問事業を行うことができる。(児童福祉法第21条の10の2第2項)

イ) 訪問できなかった対象者(家庭)の状況把握

乳児家庭全戸訪問事業の対象であったにもかかわらず訪問できなかった対象者(家庭)について、その状況を把握している市町村は1,201か所(98.5%)であり、状況把握の機会(複数回答)としては、「乳幼児健康診査や予防接種等の保健事業の実施時」が1,011か所(84.2%)で最も多く、次いで「電話」が987か所(82.2%)であった。

表Ⅱ-11 訪問できなかった対象者(家庭)に対する状況把握 (平成24年度実績)

区分		市町村数	比率
全ての対象者(家庭)を訪問できなかった市町村数		1,219	100.0%
把握していない		18	1.5%
把握している		1,201	98.5%
(複数回答)	乳幼児健康診査や、予防接種等の保健事業の実施時	1,011	84.2%
	電話	987	82.2%
	里帰り出産した自治体からの情報提供	585	48.7%
	医療機関からの情報提供	480	40.0%
	近隣住民からの情報提供	126	10.5%
	その他	258	21.5%

(4) 乳児家庭全戸訪問事業の主たる訪問者

乳児家庭全戸訪問事業の主たる訪問者(複数回答)としては、「保健師」が1,544か所(93.9%)で最も多く、次いで「助産師」が700か所(42.6%)であった。

表Ⅱ-12 乳児家庭全戸訪問事業の訪問者 (平成24年度実績)

区分	市町村数	比率
実施市町村数	1,645	100.0%
保健師	1,544	93.9%
助産師	700	42.6%
看護師	262	15.9%
母子保健推進員	252	15.3%
保育士	165	10.0%
児童委員・民生委員	148	9.0%
子育て経験者	49	3.0%
愛育班員	16	1.0%
子育て支援を行う民間団体のスタッフ	9	0.5%
その他	100	6.1%

(5) 何らかの支援が必要とされた家庭に対する主たる対応

乳児家庭全戸訪問事業で実際に訪問した家庭のうち、何らかの支援が必要とされた家庭がいた市町村は 1,360 か所 (82.7%) であり、その後の主たる対応 (複数回答) としては、「保健師の訪問」が 1,217 か所 (89.5%) で最も多く、次いで「養育支援訪問事業」が 773 か所 (56.8%) であった。

表Ⅱ-13 何らかの支援が必要とされた家庭に対する主たる対応 (平成24年度実績)

区分		市町村数	比率
実施市町村数		1,645	100.0%
何らかの支援が必要とされた家庭がなかった市町村数		285	17.3%
何らかの支援が必要とされた家庭がいた市町村数		1,360	82.7%
(複数回答)	保健師の訪問	1,217	89.5%
	養育支援訪問事業	773	56.8%
	要保護児童対策地域協議会で支援方針を協議	500	36.8%
	自治体独自の子育て支援事業	343	25.2%
	地域子育て支援拠点事業	311	22.9%
	ファミリー・サポート・センター事業	301	22.1%
	障害者自立支援法に基づく事業	129	9.5%
	家庭的保育事業	38	2.8%
	その他	310	22.8%

5. 乳児家庭全戸訪問事業の課題

乳児家庭全戸訪問事業の課題 (複数回答) としては、「訪問者の資質の確保」が 844 か所 (51.3%)、「訪問拒否家庭への対応」が 815 か所 (49.5%)、「訪問者の人材確保」が 794 か所 (48.3%) と多くなっている。

表Ⅱ-14 乳児家庭全戸訪問事業の課題

区分	市町村数	比率
実施市町村数	1,645	100.0%
訪問者の資質の確保	844	51.3%
訪問拒否家庭への対応	815	49.5%
訪問者の人材確保	794	48.3%
訪問対象者(家庭)の把握が困難	206	12.5%
事業実施のための予算が不足している	164	10.0%
事業を実施したいが適切な委託先がない	96	5.8%
その他	89	5.4%